平成２４年（フ）第８９号
青森県上北郡おいらせ町青葉７丁目140番地1654
債務者　菊池　一光
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３９７号
埼玉県三郷市早稲田３丁目28番地４　フラワーパレス201、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目300番地１　サンガーデン戸ケ崎Ａ－201
債務者　長竹　雅美（旧姓大和久）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
埼玉県草加市谷塚上町498番地10　スカイコート草加507号
債務者　谷野　政行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
埼玉県熊谷市美土里町１丁目82番地　サンヒルズ山田302号室
債務者　末吉　康一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７４９号
千葉県浦安市今川１丁目２番11号　永晃ハイム101
債務者　張　　子英
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５０号
千葉県浦安市今川１丁目２番11号　永晃ハイム101
債務者　夏　　金梅
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４８号
千葉市花見川区こてはし台６丁目28番16号
債務者　柏崎　美和
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
千葉県旭市鏑木1745番地
債務者　今井　康幸
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１５８６号
名古屋市緑区篠の風１丁目910番地
債務者　山田　新二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市宮前532番地　市営北宮前団地20号
債務者　上田　　良（旧姓大工）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６５９号
東京都町田市旭町１丁目17番５号コートホルン２－Ｄ
債務者　橋本　俊生
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９９号
東京都三鷹市中原３丁目１番32号プランドール大橋102
債務者　松本　邦祐
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４３号
東京都小金井市梶野町３丁目４番17号ヴィラＦＵＪＩ202
債務者　後藤　純子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６７号
川崎市宮前区土橋４丁目４番地11　第２鷺沼グリーンヒル102
債務者　尾形　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
川崎市川崎区中島１丁目５番５号
債務者　小松田裕二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
川崎市川崎区渡田東町３番12号　田中方
債務者　伊藤　政子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係